

産後ケア事業 （よくある質問） 事業所用

令和7年10月からの新制度利用の場合の回答です。

R7年10月3日時点

No.	区 分	質問事項	回 答
1	対象者	事業の対象者は。	令和7年10月1日より対象者の要件を緩和し、原則として市内に住所を有する出産後1年以内の母子で、産後ケア事業を希望する方が対象となります。
2	対象者	利用期間は、産後いつまで利用可能か。	出産後1年以内です。
3	対象者	流産や死産をされた方は事業の対象となるか。	訪問型のみ利用対象となります。流・死産後の身体症状や心理的ケアの実施をお願いします。流産は母子手帳交付後1年以内、死産は死産日から1年以内に利用できます。流産・死産後に妊娠している妊婦の方は対象外となります。
4	対象者	原則名古屋市内在住とあるが、「原則」以外はどういったことを想定しているか。	本事業を利用するご本人のやむを得ない事情により、名古屋市内に住所を移せない場合を想定しています。(DVをうけているなどの理由により、住民票はないが母子健康手帳別冊の交付を受けている場合)名古屋市内へ里帰り中などで名古屋市内に住民登録がない場合は名古屋市の産後ケア事業としては対象外です。住民登録自治体の制度が利用できるか住民登録自治体へお問い合わせください。
5	対象者	母のみの利用は可能か。	産後ケア事業は母子が一緒に利用することを基本としています。ただし、児の入院が出生後から継続し、母のみが先に退院した場合、育児方法の相談などで利用希望の場合は母のみで利用することも可能です。
6	対象者	里親の利用は可能か。	自治体の認定を受け里親として登録されている場合に利用ができます。利用期間は、当該の子の1歳のお誕生日までです。
7	利用方法	入院から続けて産後ケアを利用することは可能か。	入院期間の延長として産後ケアを利用することはできませんが、退院日同日から産後ケアとして同じ事業所を利用することは可能です。原則、退院日から産後ケアを利用したと取り扱うため、退院日も1日分の利用料が発生します。
8	利用方法	利用回数の上限はあるのか。	1回のご出産につき、宿泊型、通所型、訪問型あわせて7日が利用上限となります。旧制度では訪問型の利用については3日を上限としていましたが、10月1日以降は訪問型のみでも7日間まで利用できます。

No.	区 分	質問事項	回 答
9	利用方法	7日分利用後、さらに産後ケアを利用することは可能か。	名古屋市の産後ケア事業としての利用は7日分で延長はありません。事業所独自の産後ケアを追加で利用してもらう場合は、その旨をしっかりと説明し同意を得るようにしてください。
10	利用方法	「明日からでも利用したい。」という希望があったときに対応できるのか。	利用のためには利用券の申請をして受け取りが必要です。利用が可能となる利用券受け取りまでは、電子申請から2週間ほどの期間が必要となります。令和7年10月からの利用は、申請は妊娠32週から可能となりますので、早めの申請をおすすめします。
11	利用方法	利用承認決定日および利用券発行日より、利用日が前の日にちになることはあるか。	ありません。利用承認決定がされた日以降から利用することができます。利用承認決定日および利用券発行日前の利用に関しては、委託料の請求をすることができません。
12	業務内容	利用者がインフルエンザ等の感染症に罹患した場合、事業者側から断ることは可能か。	実施要綱中で、母子のいずれかが感染性疾患に罹患している者は産後ケア事業の対象外としています。感染性がある期間は利用できない旨を予約者へご説明ください。
13	業務内容	委託事業者のやむを得ない理由により、サービスの提供ができなくなった場合はどう対応すればよいか。サービスの利用日を変更してもよいか。	委託事業者のやむを得ない理由により、サービスの利用日を変更する場合には事業所より利用者へ連絡し、利用日の調整を行ってください。
14	業務内容	治療的な乳房マッサージを実施してもよいか。	産後ケア事業としての乳房ケアは、乳房の状態の観察やセルフケアとしての乳房マッサージ指導が対象となります。医療保険が適応となる、治療的な乳房マッサージが必要な場合は、受診の勧奨をするか、同施設で引き続き実施する場合は、追加で保険診療の自己負担が生じるなど事前説明をしっかりと行ってください。
15	業務内容	乳房ケアだけで予約をうけてもよいか。	本人からの申込み理由が乳房ケアだとしても、産後ケア事業は、産婦・乳児の身体的心理的ケア、育児サポートを総合的に行うものであるため、乳房ケアのみではなく、アセスメントのうえ必要な助言を行ってください。

No.	区 分	質問事項	回 答
16	業務内容	継続支援の連絡が必要なケースとは。	産後ケア事業利用後にすべての産婦に対して連絡票を作成し送付していただきましたが、10月以降は継続支援が必要な産婦についてのみ連絡をお願いします。具体的には、育児不安が大きい、養育力の心配がある、福祉サービスの利用が必要などが想定されます。また、事前に保健センターから支援依頼の連絡があったケースについては、産後ケア利用中に心配な面が見られなくても連絡をお願いします。（保健センターが継続支援しているため今後の支援のための情報となります）利用者の居住区を管轄する保健センターへ「名古屋市産後ケア事業実施結果連絡票（実施要綱第13号様式）」を送付して下さい。緊急対応が必要な場合は電話連絡もお願いします。
17	業務内容	通所型において、集団型を実施してもよいか。	プライバシーを確保したスペースで助産師への相談ができ、休養もとれる個別型を基本としますが、共有スペースで利用者同士の交流や助産師と話ができるようにするなど、組み合わせて実施することは可能です。
18	業務内容	保健センターからの新生児乳児訪問を受けた後でないと訪問型産後ケアを実施することはできないか。	退院直後に乳房の状態を見てもらいながら相談したいなど必要がある場合は、産後ケア事業を先に実施することも可能です。保健センターからの新生児乳児訪問は、児の発育の確認や相談、名古屋市の子育て情報の提供などを実施し、訪問後に子育て応援金の申請書を送付していますので、産後ケア事業とは別に、3か月児健診までの間に訪問を受けるよう、利用者へお伝えください。
19	費用	多胎児の場合、別料金を徴収することは可能か。	令和7年10月より、宿泊型、通所型のみ委託料への多胎児加算を新設しました。詳細は仕様書をご確認ください。
20	費用	多胎児加算について、双胎の場合は2人分となるか。	多胎児の親子1組あたりの加算となるため、2人分、3人分とはなりません。1日あたり7,000円です。例えば、品胎で3日間の受け入れ時は、7,000円×3日分＝21,000円の加算となります。
21	費用	多胎児を受け入れる場合、双胎のうち1人は入院中で産後ケア事業の利用は産婦と児1人となる場合も多胎児加算を請求できるか？	双胎であれば2人の児と産婦の3人が利用時に多胎児加算を追加します。児が1人の場合は加算の対象外となります。
22	費用	品胎のうち、児2人を連れて産後ケア事業を利用した際、多胎児加算は請求できるか。	品胎のうち2人の児と産婦の3人が利用した場合は多胎児加算を追加します。
23	費用	利用券に記載の母子手帳番号に紐づく出産にかかる児と利用券のない1歳未満のきょうだい児を連れて産婦が産後ケア事業を利用した場合、多胎児加算の請求は可能か。	多胎児加算の対象外です。なお、利用券がない1歳未満のきょうだい児は産後ケア事業対象外の児として取り扱うようにいたします。

No.	区 分	質問事項	回 答
24	費用	オプションを追加することは可能か。その料金について別に徴収することは可能か。	本事業の範囲で行う内容については、本市の定める利用料で実施していただくこととなります。 オプションでのケアについては、10月1日以降の利用では、入所される母子の上のお子さんの受入れや、リラクゼーション目的のアロマトリートメントなど、利用者の同意がある場合は本事業の委託料以外での実施を可能とします。また、必要な衛生物品を持参することができない場合など、利用者へ料金等を説明し同意が得られれば、名古屋市の産後ケア事業の利用料とは別に料金を徴収することも可能です。ただし、本事業に関係しない物販や勧誘等のご遠慮ください。
25	費用	特別食の提供をする場合に別料金を徴収してもよいのか。	産婦の食事代は委託料に含むため、別料金の徴収はお控えください。
26	費用	特別室にて産後ケア事業を提供する場合、別料金を徴収してもよいのか。	入所室料は施設の利用料として委託料に含むため、別料金の徴収はお控えください。
27	費用	予約のあった利用者がキャンセルした場合や、訪問して不在の場合には、キャンセル料の徴収は可能か。	令和7年10月1日以降はキャンセル料を規定しています。予約日の前日正午までにキャンセルの連絡がなかった場合、事業所は予約者からキャンセル料を徴収することができます。金額など詳細は仕様書をご確認ください。
28	費用	キャンセル料は1日分のみか。	1日分となります。
29	事業者要件	委託事業者の要件は。	市内及び近接する愛知県内の市町村にあって、医療法に定める病院、診療所又は助産所であること、産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦とかかわる助産師を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行う実施体制が確保できること等が要件となります。施設設備について、宿泊型は個室が必要ですが、通所型においては、完全な個室ではなくとも、固定型のパーテーション等で区切られたスペースを確保する形での提供も可能です。
30	事業者要件	近接する愛知県内の市町村とはどこまでの範囲を指しているのか。	市役所から30キロ以内または、周辺区の区役所から概ね車で30分以内の距離にある医療機関等を対象としています。詳細はお問い合わせください。
31	事業者要件	仕様書8(7)における「損害保険」については、市が定めるものであるのか。	本市として特に定めることはいたしません。
32	応募書類	産後ケア事業実施基本計画書(第12号様式)における、2の「施設管理者」の欄には、院長名を記載するのか。病棟長名でよいのか。	院長名をご記載ください。

No.	区 分	質問事項	回 答
33	応募書類	産後ケア事業実施基本計画書(第12号様式)における、2の「嘱託医師名」については必須であるか。また、「連携医療機関名」とは何を指しているのか。	利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時に、連携して対応していただく医師名とその所属医療機関名をお書きください。また、「連携医療機関名」欄には、このような場合に助産所として連携して対応していただく医療機関名をご記入ください。 ※当該欄については、 <u>助産所のみ</u> ご記入ください。
34	応募書類	出張専門の助産所のため嘱託医師がいない場合はどのように記入したらよいのか。	訪問型においても、利用者の状態が悪化した場合など緊急時の対応ができるよう、訪問地域の医療機関との連携をお願いします。実施基本計画書の記載は、嘱託医師名等の下にある文面の「訪問型でのケアを実施する際、必要時に近隣医療機関と連携をとることができる」ことを確認しチェックをしてください。
35	応募書類	「産後ケア事業類似業務」とは、特別に何を指すのか。 また、通常の出産入院以外で特別に実施しているものがなければ、提出を省略してもよいのか。	市の委託事業としてではなく独自の産後ケアを実施していたり、当事業以外の出張相談や訪問相談など医療保険診療以外の業務を参考としてご記載ください。 通常の出産入院以外に特段実施しているものがなければ、「該当事業なし」とご記入の上、提出していただきますようお願いいたします。
36	関係書類	その他の必要書類について、保管のみでなく報告の義務はあるのか。	仕様書9(3)に定める調査を本市が行う場合に、提出ができるようにしてください。
37	登録・契約	同一法人で、新たに追加の医療機関を登録する場合の取扱いは。	新たに登録申請をご提出いただくこととなります。募集については、随時行っております。ただし、現行制度における登録は令和7年7月17日までの受付とします。
38	登録・契約	登録サービスを追加したい場合はどの書類の提出が必要か。	どのサービスを追加するかにより、提出書類が異なります。 (1) 宿泊型又は通所型を追加する場合 ・名古屋市産後ケア事業登録申請書(登録実施要綱 第11号様式) ・産後ケア事業実施基本計画書(登録実施要綱 第12号様式) ・事業実施施設の図面(個室の面積を記載) ・事業所紹介ページ(産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2) (2) 訪問型を追加する場合 ・名古屋市産後ケア事業登録申請書(登録実施要綱 第11号様式) ・産後ケア事業実施基本計画書(登録実施要綱 第12号様式) ・訪問型に従事する助産師の名簿 ・事業所紹介ページ(産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2)

No.	区 分	質問事項	回 答
39	登録・契約	登録サービスを一部削除したい場合はどの書類の提出が必要か。 (例) 宿泊型・通所型を登録していたが、通所型を削除し、宿泊型のみ継続するとき	以下の書類をご提出ください。 ・産後ケア事業実施基本計画書(登録実施要綱 第12号様式) ・名古屋市産後ケア事業登録変更届(登録実施要綱 第13号様式) ・事業所紹介ページ(産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2)
40	登録・契約	登録サービスを全てを辞退したい場合はどの書類の提出が必要か。	名古屋市産後ケア事業登録辞退届(登録実施要綱 第15号様式)をご提出ください。
41	登録・契約	宿泊型・通所型の部屋数を増やしたり、通所型での「固定型のパーティション等で区切られたスペース」を追加する場合は、どのような手続きが必要か。	以下の書類をご提出ください。 ・産後ケア事業実施基本計画書(登録実施要綱 第12号様式) ・名古屋市産後ケア事業登録変更届(登録実施要綱 第13号様式) ・事業実施施設の図面(個室の面積を記載) ・事業所紹介ページ(産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2) ※事業所紹介ページについては、過去に提出したことがあり、変更がない場合は提出の必要はありません。
42	登録・契約	訪問型に従事する助産師の変更があった場合は、どのような手続きが必要か。	以下の書類をご提出ください。 ・産後ケア事業実施基本計画書(登録実施要綱 第12号様式) ・名古屋市産後ケア事業登録変更届(登録実施要綱 第13号様式) ・訪問型に従事する助産師の名簿 ・事業所紹介ページ(産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2) ※事業所紹介ページについては、過去に提出したことがあり、変更がない場合は提出の必要はありません。
43	登録・契約	事業所紹介ページ(産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2)を更新したい場合は、どのような手続きが必要か。	新しい情報に更新された事業所紹介ページをご提出ください。
44	登録・契約	訪問型を登録する場合、提出書類に「訪問型に従事する助産師の名簿」とあるが、指定の様式はあるか。	指定の様式はありません。任意の様式にて、ご提出ください。
45	履行期間	履行期間について、仕様書において「契約締結日から翌年3月31日まで」とあるが、令和8年度は再度募集を行うのか。	翌年度以降は、当該年度終了時点における本事業の実施状況及び翌年度予算の状況等、また、最新の募集要項及び仕様書をご確認いただき、本市と契約更新について協議するものとし、事業者現況確認書(登録実施要綱 第14号様式)を提出の上、双方異議がなければ、毎年度ごとに契約の締結を行います。 本募集の趣旨は、要件に該当する事業者を広く募集することであり、応募いただいた事業者が要件を満たしていることが書類等で確認できれば、登録事業者として決定させていただきます。